また、地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要である。このため、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進することが必要である。なお、その実施に当たっては、二十一世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子二十一」の趣旨を十分踏まえること。

4　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

市町村は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方を記載すること。中でも幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましい。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項を定めること。

また、第一の子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策を定めること。その際、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意すること。さらに、第二の二の3に掲げる教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、市町村におけるこれらの連携の推進方策を定めること。

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画において地域の実情に応じて定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第四に掲げる事項とする。

1　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

市町村は、小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、利用希望把握調査等の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行うこと。

特に、現在、零歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要である。

これらの点を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策を盛り込むこと。

2　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載すること。

㈠　児童虐待防止対策の充実

市町村においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所の介入を求めることが重要であり、このための関係機関との連携強化が不可欠である。

(1)　関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化

市町村における虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、地域の関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の取組の強化が必要である。具体的には、協議会に、市町村（児童福祉、母子保健等の担当部局）、児童相談所、保健センター、保健所、児童委員、保育所及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関並びにNPO、ボランティア等の民間団体等幅広い関係者の参加を得る。また、協議会の効果的な運営並びに市町村の虐待相談対応における組織的な対応及び適切なアセスメントを確保するため、要保護児童対策調整機関等の市町村の関係機関への専門性を有する職員の配置や、都道府県等が実施する講習会等への参加等を通じた市町村の体制の強化及び資質の向上を図る。さらに、市町村は、一時保護等の実施が適当と判断した場合における児童相談所長等への通知を始め、児童相談所の専門性や権限を要する場合に児童相談所に適切に援助を求めるほか、都道府県と相互に協力して、児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証を行う。これらの取組を通じ、市町村は都道府県との連携強化を図ること。

(2)　発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげる。また、市町村において児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市町村が効果的に情報の提供及び共有を行うための連携体制の構築を図ることが必要である。さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等を積極的に活用する。

(3)　社会的養護施策との連携

市町村が子ども・子育て支援を推進するに際しては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携、市町村の求めに応じて技術的助言等を行う児童家庭支援センターの活用等、社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するための連携が必要である。他方で、地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、市町村、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における都道府県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備をする。また、母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図る。

㈡　母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに則して都道府県等が策定する自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進する。

㈢　障害児施策の充実等

障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を推進することが必要である。

また、障害児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育の提供が必要である。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通して地域の障害児等特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実に努めることが必要である。